

環水大大発第 120330001 号

平成 24 年 3 月 30 日

都道府県・大気汚染防止法政令市

大気保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局

大気環境課長

建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について

建築物の解体等における石綿飛散防止対策については、日頃より格別のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するために、今般、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を別添のとおり改訂し、とりまとめました。

今回改訂したマニュアルは、平成 9 年 2 月 12 日付け環大規第 31 号の通知において参考にするべきとされているものとしますので、ご了知ください。

なお、昨今、建築物の解体工事における石綿の飛散事例が散見されることから、本マニュアルを参考に事業者への指導の徹底に努められるようお願いいたします。